

国民的な年金闘争の再構築と労働組合運動

原富 悟

日本の労働組合は、73年春闘で、大幅賃上げを獲得するとともに、大規模な年金ストで年金制度の改善を勝ち取った経験を持っている。その後の労働組合は、労働戦線の再編での対応や、資本の攻勢による賃金抑制と政府の構造改革路線のもとで運動の停滞を余儀なくされ、年金闘争においても困難な状況が続いた。

貧困が全世代に広がり、一方で、年金削減が重ねられ、年金制度について多くの国民・労働者が不安を募らせている中で、昨年6月の「2,000万円不足」問題が波紋を呼び、年金への関心は高まった。それでも政府は「全世代型社会保障改革」と称して「全世代型」の負担増計画を推し進めようとしている。

こうした状況にあって、年金制度の民主的な改革をめざす国民運動の再構築に向けて、労働組合の位置と役割、その可能性について考える。

1 老後の生活不安と「2,000万円不足」問題

(1) 年金制度への不安

厚生労働省の「平成28年社会保障を支える世代に関する意識調査」¹の中に、「社会保障制度に対する意識について」という項目がある。

「将来への不安」（複数回答）については、男女とも81%が「公的年金が老後生活に十分であるかどうか」を選択し、男性の50%、女性の54%が「医療や介護が必要になり、その負担が増大してしまうのではないか」を選択している。年代別に見ても、いずれの年代も「年金不安」が「ダントツ」である。そこから、当然のことながら「今後、充実させるべき社会保障分野」について、男女とも7割が「老後の所得保障（年金）」を選択し、「高齢者医療や介護」5割強、「子ども・子育てで支援」4割と続く。注目すべきは、20歳代でも「年

金」59.4%、「子育て」64.2%、30歳代は「年金」67.7%、「子育て」65.5%となっており、子育て世代においても、老後の所得保障（年金）への不安が非常に強いことである。年金への不安は、前回の平成25年調査よりも強まっている。

税や社会保険料の負担については、男女ともに87%が「負担感がある」と答え、そのうち「生活が苦しくなるほど重い」が37%を超える。所得階層（等価所得階層）200万円未満では、男性の49%、女性の45%が「生活が苦しくなるほど重い」と答えている。

調査項目には「今後の社会保障の給付と負担の関係」があり、「社会保障の給付水準を維持し、少子高齢化による負担増はやむを得ない」が24.5%、「給付水準をある程度引き下げつつ、ある程度の負担もやむを得ない」18.0%、「給付水準を引き上げ、そのための負担増もやむを得ない」11.6%と続く。さらに「水準を引き下げ、負担を減らす」9.3%、「水準を引き下げ、従来通りの負担」

7.7%とあるが、選択する回答項目に「給付水準を引き上げ、負担を減らす」という選択肢がないのは、どうしたわけか。

財務省のHPには、いまだに「肩車社会へ—今後、急激に高齢化が進み、やがて、1人の若者が1人の高齢者を支えるという、厳しい社会が訪れることが予想されています」として、1965年・胴上げ型（高齢者1人に対して20～65歳は9.1人）、2012年・騎馬戦型（同2.4人）、2050年・肩車型（同1.2人）との恣意的な主張がイラストで掲載されており、政府は、社会保障の給付水準の引き上げと負担の軽減はあり得ないとしつつ、世代間対立を煽っている。

（2）2,000万円問題の波紋と全世代型社会保障改革

年金と老後の生活についての不安が広がっている中で、2019年6月3日に「老後の生活に公的年金では月額5万円が不足し、生涯では2,000万円不足となる」との試算を記載した金融庁の報告書²が公表されたのだから、注目を集め、マスコミも取り上げ、居酒屋談義の話題にもなった。月刊総合誌として数十万部を発行する『文藝春秋』は2019年8月号で、社会保障審議会年金部会の委員や政治家・学者を登場させて「年金崩壊 すべての疑問に答える」との特集を組んだが、国民の疑問に何ら答えるものにはならず、「年金不信」をいっそう広げるものになった。7月の参院選挙でも争点の一つとして年金問題が浮上し、8月には5年ごとに行われる公的年金の財政検証³が公表され、マクロ経済スライドによって基礎年金の水準が大幅に低下することなどが、国会でも議論の俎上にのぼった。

一方、政府は6月21日に「経済財政運営と改革の基本方向2019」（骨太方針2019）を閣議決定したが、そのなかで「全世代型社会保障への改革」

を強調し、「多様な就労・社会参加に向けた年金制度改革」として、働き方の多様化に応じた年金受給時期の選択肢の拡大、被用者保険の適用拡大、在職老齢年金の見直しなど、年金改革の方向を示し、論点に杵をはめた。ここで示された「改革」の柱は、高齢者や女性、非正規労働者など、年金保険料を払う「支え手」を「全世代的」に増やすことに終始し、年金の水準にかかわる国民・労働者の「年金不安」「年金不信」に対応するものではない。

9月に全世代型社会保障検討会議が設置され、12月19日には検討会議の中間報告が出された。社会保障審議会および同年金部会では、「骨太方針」に沿った「改革」の論点の枠内、つまり、マクロ経済スライドによる年金水準の抑制・低下をそのままに、働き方改革と連動した「支え手」を増やすことに焦点を当てた議論が重ねられ、2020年「改革」の法案づくりが進められた。年金部会は12月25日に「社会保障審議会年金部会における議論の整理（案）」を了承する。

部会における総括議論の場で、佐保委員（連合総合政策推進局長）は「働く者の立場からすれば、働き方や企業規模、形態によって社会保険の適用の有無が異なるということは不合理」で「納得できるものではない」「財政検証では基礎年金の給付水準が大きく低下していく……基礎年金の底上げが喫緊の課題である」「基礎年金の所得分配機能の維持という表現は……強化」とすべきであり、今回の部会の議論では「基礎年金の給付水準の大きな低下に対する対応策も示されず、（今回の制度改革は）全体としては不十分な改革内容にとどまったと言わざるを得ない」と発言した。一方、牧原委員（日本経団連年金改革部会長）は、「将来世代を含めた給付と負担のバランスを踏まえた議論が必要であり……給付だけに偏った議論は現在や将来の負担増を招いて経済成長を阻害しかね

ない」「自助・共助・公助のバランスの取れた持続可能な年金制度にしていく」「年金制度の所得分配機能の維持について」は「様々な問題が想定され、課題の立て方も含めて慎重な議論が必要で、(議論の) 必要性も含めた検討が必要」と述べている⁴。

年金部会における議論では、基礎年金の水準引き上げやマクロ経済スライドのあり方などを含めた抜本的な制度改革を議論すべきとする連合の主張に対して、給付の改善など、年金制度の全体にかかわるような議論はすべきではなく、いわば「政府方針(骨太の方針)に沿った議論をすればよい」という日本経団連の主張がある。

こうして、国民・労働者の「年金不安」「年金不信」の広がりを顧みることなく、政府は、年金水準の現状、今後の低下はそのままに、全世代型の負担増路線を突っ走るという状況になっている。

(3) 労働組合の動向

全労連は2019年9月21日、「年金問題を考える！」とするシンポジウムを開催した。そこでは、安倍政権の全世代型社会保障改革・年金制度改革への批判、現行の年金制度の問題点と最低保障年金の創設、年金引き下げ違憲訴訟と社会保険庁の解体・年金機構の諸問題などが議論され、女性の低年金問題や、全日本年金者組合による「最低保障年金制度第3次提言」についても報告され、「①年金引き下げはやめること。際限のない年金引き下げの仕組みである『マクロ経済スライド』は廃止すること。②65歳の年金支給開始年齢をこれ以上引き上げないこと。③全額国庫負担による『最低保障年金』を早急に実現すること。④当面、基礎年金の国庫負担分月3.3万円をすべての高齢者に支給すること。⑤年金積立金の株式運用をやめ、年金保険料の軽減や年金給付の充実など被保険者・受給者のために運用すること。⑥年金は隔

月支給ではなく、国際標準の毎月支給にすること」とする6項目の「年金署名2019」が提起された。なお、全労連は、2018年9月に2日間にわたって「若者年金セミナー」として、社会保障闘争の歴史、高齢期の生活問題、年金制度の実情と課題、年金機構の問題などをテーマにした若者を対象とした学習集会を開催している。

全労連傘下の全日本年金者組合が全国展開で取り組んでいる年金減額違憲訴訟の行方も、労働組合のたたかいとして注目される。

連合は、2019年2月に「2019年度連合社会保障講座(年金編)」を開催し、8月に「公的年金・企業年金等勉強会」、12月には「2020年度公的年金制度改革に向けたシンポジウム」を開催した。連合は、2011年に「新21世紀社会保障ビジョン」を策定し、「第一段階としての基礎年金の全額税方式及び被用者年金の一元化、第二段階として自営業者等の所得比例年金の創設とすべての所得比例年金制度の一元化、基礎年金の最低保障年金へ転換」という基本的な考え方をまとめている。2018年10月および2019年9月の中央執行委員会では「年金制度の見直しに向けた連合の考え方と当面の取り組みについて」として、「新21世紀社会保障ビジョン」をふまえつつ、当面の取り組みについて、「すべての労働者の社会保険の原則適用」「基礎年金の給付水準の引き上げとマクロ経済スライド適用のあり方の見直し」などを求め、学習会やシンポジウムを開催するとし、「連合の考え方を広く社会に発信するとともに、制度改革の必要性について世論喚起を図る」(2019年9月中執確認)とあるが、これまでの取り組みでも幹部闘争にとどまっている印象があり、大衆行動についての取り組みには不十分さが感じられる。

こうした2つのナショナルセンターの動きのもとで、地方・地域でも、例えば全日本年金者組合の地域支部で、あるいは地域労連・地域春闘共闘

による2020年春闘に向けた年金学習会等が取り組まれた。

2 戦後労働運動と73春闘「年金スト」

(1) 73年春闘における年金ストの経緯

1973年の春闘は、オイルショック下の激しい物価高騰の下でたたかわれた。3月11日には「年金・物価メーデー」が15万人の参加で行われ、4月17日には「4・17年金統一スト」が実施されて54単産、353万人が参加、春闘史上最大規模となり、この年金闘争のなかで、年金額の大幅改善、物価スライド制、賃金再評価等の制度改善が勝ち取られた。

68年春闘以降、春闘要求として、大幅賃上げとともに全国一律最低賃金制、公共料金や物価値上げ反対、社会保障充実などの国民的な要求が掲げられるようになった。70年春闘では、大幅賃上げ、全国一律最賃制、週40時間、年金改善などの「15大生活要求」が掲げられ、74年春闘は「国民春闘」と銘打ってたたかわれた。春闘は、労働者の賃上げを中心課題としつつ、国民的な規模での生活改善の社会運動として発展する中で、70年安保闘争や革新自治体づくりなどの政治闘争の高揚とも連動していた。72年春闘では大規模な交通ストが行われ、一部に批判があったものの全体的にはストライキ闘争が国民的な支持を得て取り組まれた。73年の年金統一ストは、こうした国民的な広がりを持った運動の中でたたかわれたのである。73年春闘では20%、74年春闘では33%の大幅賃上げも実現した。労働者・国民のたたかきが高揚していく大きな流れのなかで、「年金要求」が国民的な要求の柱として結集軸に位置付けられたことに注目したい⁵。また、ナショナルセンターが総評、同盟、中立労連などに分立している状況にあっても、労働者の要求と国民的

な連帯の広がり、労働界全体を、春闘期における歩調を合わせた共同の取り組みに向かわせた。

(2) 労使負担割合の変更を求める「三・七闘争」

全国的な統一ストの成功には、制度改善要求の世論の広がりとともに、組織労働者が、職場からストライキに参加していくうえで、その土台となる職場闘争の盛り上がり不可欠だったと思われる。

1970年代に、社会保険の労使負担割合について、法定の5対5（労使折半）から、使用者負担を増やし、「労働者3、使用者7」に変更していく運動が、産別ごとに団体交渉の統一要求項目として設定され、職場闘争として取り組まれた。69年・70年の春闘で、出版労連が先鞭をつけ、71年春闘で全国金属がつづき、72年には中央社保協が運動の強化を呼びかけた。73年には、総評、中立労連による春闘共闘委員会が「社会保険料の負担割合変更闘争（三・七闘争）を強化するための全国討論集会」を開催し、春闘の高揚と並行して運動がひろがり、労働組合運動全体に波及した。

当時、戦前の厚生年金保険料は戦費調達に使われ、戦後は財政投融资資金として独占資本の資本蓄積のための資金になり、賃金で搾取したうえに、低い賃金から保険料として再度収奪される、それでいいのか、という議論が盛んに行われた。

73年春闘では「保険料納付義務者は経営者であって、当局は全額納付されればよい」（厚生省年金局長）、「現行法は、労働者から50%以上を取ってはならないという精神で、負担割合は企業内労使で解決すべき」（宮城県社会保険事務所）などの見解が示され、年金局長の見解は、74年、75年、77年、78年の春闘時の交渉で繰り返し確認されている。「三・七闘争」の成果は、77年度末までに、23単産、521組合に達したとされている⁶。

年金・健保の保険料の負担割合が変われば、手取り賃金は増え、実質的な賃上げにもなる。また、給与明細や年金や健保の仕組みについても目が向く。中央では全国的な統一要求にもとづく対政府交渉が行われ、職場では団体交渉の中で年金が語られている。こうした取り組みが、年金統一ストへの職場からの結集力をたかめたとも思われる。

その後、79年6月の国民春闘共闘会議や81年1月の中央社保協総会でも「三・七闘争」の強化が図られたが、70年代末から80年代に進行した健康保険法の改悪や被用者保険の財政調整施策などのもとで、80年代以降の取り組みには困難を強いられ、「3：7」の獲得ののちに「5：5」への後退を余儀なくされた職場も多い。

なお、現在、連合は基礎年金の全額税方式化（1／2は消費税を充てる）を提起しており、その場合には使用者負担が軽減されることから、労使負担割合を「45対55」に変更すべきとしている。

（3）戦後初期の労働組合と年金・社会保障闘争

日本の年金制度は、1875年（明治8年）の海軍退隠令、76年（明治9年）の陸軍恩給令から始まり、1884年（明治17年）には、高等の国家公務員を対象とする官吏恩給令が制定され、1923年（大正12年）に恩給法となって一般の公務員に対象が広がられた。富国強兵、軍事大国化の下で、天皇制国家に忠誠を尽くす軍人と公務員への、上からの恩恵的な制度だった。

1939年（昭和14年）に船員保険法、1941年（昭和16年）には労働者年金法が、いずれも戦争遂行という国策に沿う形で制度化された。労働者年金は1944年（昭和19年）に厚生年金保険となり、加入対象を広げたが、保険料の長期の積み立てを前提とし、制度発足後の一定期間は給付はなく保険料の徴収が先行するので、徴収した保険料は戦費、軍事費に使われ、終戦の際には、積立金はす

べて回収不能の不良債権と化したと言われている。

戦後、いち早く活動を始めた産別会議、労働総同盟などは、失業保障要求と合わせて「厚生年金保険料の徴収の一時停止」や「国営社会保険化」などの年金要求を掲げた。総理大臣の諮問機関である社会保障制度審議会は、1950年に、日本国憲法25条の理念を掲げた「社会保障制度に関する勧告」（50年勧告）で、被用者を対象とした社会保険とともに「全額公費による無拠出年金制度を設けることが望ましい」と提起していた。1956年に出された初の「厚生白書」では国民年金の創設、国民皆年金をめざす課題が提起された。

1954年のMSA予算反対運動⁷、1956年の労医共闘⁸、1957年に始まった朝日訴訟などのたたかいの中で1958年には中央社会保障推進協議会（中央社保協）が結成され、社会保障をめぐる国民的な運動が高揚し、社会保障制度の整備が進行した。その中で、総評をはじめとする労働組合が大きな役割を果たした。1959年の国民年金法の成立（実施は61年）により国民皆年金の形がつかわれ、労働者・国民のたたかいは紆余曲折を経ながら、70年代初頭の春闘の高揚、「4・17年金スト」へと発展していく。

こうした戦後の労働組合運動の社会保障・年金闘争にとって、1953年の国際社会保障会議における「社会保障綱領」の採択、1961年の世界労働組合大会で採択された社会保障憲章（1982年の世界労働組合大会では（新）社会保障憲章を採択）など、国際的な労働組合運動の成果が、日本の社会保障運動にも大きな影響をあたえた。

3 今日の労働組合の状況と年金闘争の課題

（1）労働組合運動の停滞と年金改悪の進行

70年代後半から、管理春闘と呼ばれる財界・

経営者団体と一部大企業労組による春闘の変質化が進行し、労働戦線の再編、政治戦線での革新勢力の共闘・統一の破壊が進められた。1989年に、労働戦線は連合と全労連に再編され、解散した総評に代わって、中央社保協の運動を全労連が支えることになった。労働戦線の再編は、さまざまな分野の社会運動と労働組合の共同闘争に少なからず影響を及ぼし、一方で、80年代の臨調行革（臨時行政調査会をてこにした行政改革）から89年の消費税導入とその後の税率引き上げ、90年代の新自由主義的構造改革の下で進行する社会保障の改悪、社会保障の理念の変質化が進行した、

公的年金制度については、1985年以降、基礎年金の創設、給付水準の削減、厚生年金支給開始年齢の60歳から65歳への引き延ばし、被用者年金の一元化などの制度改定が行われ、2004年にはマクロ経済スライドと保険料の連続値上げが法定化された。

1999年、2004年の年金制度改悪に対するたたかいでは、連合と全労連が連携する部分的な共同行動が行われたが、労働界全体の本格的な統一闘争に発展することはなかった。

こうして、繰り返されてきた年金水準の削減と保険料の引き上げ、マクロ経済スライドによる今後の年金水準の低下などの制度改革によって、また、非正規労働とワーキングプアの広がりによる貧困の増大が、今日、労働者・国民の中に、年金制度への不安や不満を広げている。一方で、2008年末の派遣村以降の反貧困運動、2011年の東日本大震災と福島原発事故を契機にした国民的な連帯と反原発闘争、2015年の安保関連法（戦争法）反対と安倍改憲に反対する運動などの国民的な運動が高揚し、市民運動の広がりが、安倍政治に反対する野党の共闘を促進している。こうした情勢の下で、労働者・国民が共感できる政策と目に見える分厚い国民的な共同行動がつくられていけ

ば、政府と財界が主導する年金改革に対抗する、民主的な年金改革に向けたたたかいが急速に発展する可能性があるように思われる。

（2）年金闘争の再構築への土台づくり

年金闘争のむつかしさは、現役世代にとって身近な運動の課題として感じ取れないというところにある。地域で年金学習会に取り組んでも、若い世代に参加してもらうことができないとの声も聞こえてくる。一方で、若い世代は年金に関心かという点、前述の調査結果に現れているように、多くが、将来の生活に不安を感じているという。非正規等の低賃金労働者にとっては、手取り賃金が大事で、社会保険料の負担は手取りを減らすのが、その一方で将来の不安を増す。こうした労働者の漠然とした不安や不満を要求にし、政策化し、運動にしていくのは労働組合の基本的な仕事である。

73年の年金ストでは、その背景に、春闘の高揚でたたかいの社会的な雰囲気があり、「三・七闘争」などの提起は、賃金闘争に関連した団体交渉の要求課題として、年金問題が身近なものとして感じられていた。年金については、退職金と合わせて、老後の暮らしを支えるという側面と、保険料が年々引き上げられ、その分だけ賃金が減少してきているということの是非についても、職場闘争の課題として年金闘争を考える必要がある。

日常の組織活動のなかで、議論する場、学習の場があるというのは、労働組合の強みである。労働組合の闘争課題は、労働者の不満や不安を土台にしているが、不満や不安が自然発生的に統一要求に発展するわけではない。組織としての政策提起と日常的な仲間同士の語りの中で見いだされる要求がつながったときに、たたかいは起きる。

現行の年金制度は、現役時代の賃金が比例的に反映されるから、賃金闘争は年金闘争でもあるが、反映される比率（年金計算における乗率）が

改悪されれば、闘いといった賃上げも年金に反映されなくなる。公的年金は民間保険ではなく、強制加入の社会保険であり、公的資金が投入されればそれだけ保険料は安くなる。所得税も払っているのだから、税からの投入で保険料を引き下げてもいいのではないか、巨額の内部留保をもつ大企業はもっと法人税を負担してもいいのではないか、等々、春闘時の賃金要求を話し合うときに、こうした議論も行われていだろう。毎月の実際の賃金額から、将来の年金支給額を概算してみるといったことも、年金を身近に感じさせることになるだろう。年金闘争の再構築への土台づくりとして、労働組合の職場組織における学習・討論は必須である。署名運動も対話を広げ、学習と討論を重ね、世論を広げていく機会として生かしていきたい。

(3) 当面の課題と最低保障年金制度の創設要求

社会的な共感を組織するうえで、国民年金（基礎年金）の底上げ、マクロ経済スライドの停止などの、解決しなければならない当面の制度改善の課題がある。地域には、非正規労働者やフリーランスなどの厚生年金から排除されている労働者や低年金で生活困難を抱えている多くの高齢者がいる。地域労連や年金者組合の各支部は、そうした人たちと結びつき、要求を組織していく位置にある。

同時に、最低保障年金制度の創設を、国民的な社会運動の共同目標として、合意形成に向かうための議論を広げていきたい。連合は、基礎年金の全額税方式化から最低保障年金への転換をめざしている。全労連と全日本年金者組合もまた、最低保障年金の創設を提起している。日本共産党の最低保障年金政策もある。2009年に政権についたかつての民主党も最低保障年金の創設をうたっていた。それぞれに、最低保障の金額や財源の考え

方に違いはあるものの、基礎年金を全額税方式化して無拠出の年金を制度化する方向では一致している。財源論では消費税を含めた税制改革の方向にかかわるので、世論を喚起しながら、丁寧な議論を積み重ねていく必要があるだろう。

当面する問題の解決での一致点を探り、民主的な年金改革を一步一步進めながら、最低保障年金制度の創設に接近していくための、労働組合の連携、共同を広げたい。

(4) 年金制度の民主的な改革をめざす国民運動の構築

当面する制度改善と最低保障年金制度創設は、大きな国民運動のエネルギーが必要である。フランスの年金闘争では、分立するナショナルセンターが共同し、労働組合が提起するストライキや集会などの大衆行動に、さまざまな分野の人々が参加してくる。労働組合が決起し、目に見えた行動を提起するからこそ、多くの国民・労働者が共感し、賛同し、政府の政策変更を促す力になる。フランスと日本では労働組合をめぐる条件が異なるけれども、労働組合が役割を果たしてこそ国民運動が高揚するという点では共通する。日本の労働組合も、73年の年金ストなどの歴史的な経験を持っている。

安倍政治に反対する国民的な共同のたたかいは、市民と野党の共闘の前進とともに、野党の連合政権のための政策議論の進展にも期待したい。弁護士会や反貧困運動、さまざまな分野の市民運動などがつなぎ役になって、地方・地域で連合傘下の組合と全労連傘下の組合による連携、共同が生まれてきている。つなぎの糸は立憲政治であり、憲法を生かすということがあらゆる分野で強調されている。年金・社会保障の分野でも、憲法13条、25条にもとづく政策が、共感を呼び、力を持ち始めている。憲法との関連でいえば、年金者組合

の年金減額違憲訴訟を支援する取り組みも重視されてい

政府の社会保障解体・年金削減路線に対する対抗軸としての、民主的な年金制度改革をめざすたか

た政策と広範な合意形成、共同の運動を構築していくために、労働組合がその力を発揮するときである。

(はらとみ さとる・労働総研常任理事)

【参考文献】

- ・山田敬男『戦後日本労働組合運動の歩み』（2019年、学習の友社）
- ・熊谷金道・鹿田勝一『春闘の歴史と展望』（2011年、学習の友社）
- ・中央社保協『中央社保協50年史』（2008年、大月書店）
- ・中央社保協『資料と解説 社会保障』臨時増刊 No.290（1993年）
- ・労働総研『社会保障再生への改革提言』（2013年、新日本出版社）
- ・公文昭夫『戦後・労働組合の社会保障運動の教訓』（『労働総研ニュース』No.248、2010年）
- ・公文昭夫『年金を軸にした社会保障闘争の歴史』（『月刊全労連』2018年12月号所収）
- ・大原社会問題研究所『日本の労働組合100年』（1999年、旬報社）

【脚注】

- 1 「平成28年社会保障を支える世代に関する意識調査」（厚生労働省、2018年9月14日公表）。「国民生活基礎調査」の対象単位区から無作為に抽出した355単位区内のすべての世帯の20歳以上の世帯員を対象にし、集計数は8,873人（有効回収率70.8%）。
- 2 金融審議会市場ワーキンググループ報告書「高齢社会における資産形成・管理」。令和元年6月3日公表。
- 3 「国民年金及び厚生年金に係る財政の現況及び見通し—2019（令和元）年財政検証結果」、厚生労働省、2019年8月27日公表。
- 4 厚生労働省「2019年12月25日 第15回社会保障審議会年金部会」議事録。
- 5 「生活闘争が初めて国民に見えるかたちで、内容のある展開を見せたのが、73春闘の『4・17年金ゼネスト』である。ストを背景とした政府との交渉で賃金スライド制を勝ち取り、国民の支持と社会的な共感を得ながら、春闘が国民要求実現の成果を見せた歴史的な闘争となっている」（熊谷・鹿田『春闘の歴史と展望』2011年）
- 6 大原社会問題研究所『日本労働年鑑』第50集（労働旬報社、1980年）参照。
- 7 日米相互安全保障法（MSA）関係4協定の調印とともに、アメリカ政府の要求で大幅な防衛予算を編成するために、社会保障予算の大幅削減が行われようとしたことに対し、総評、全日自労、民医連などが「社会保障を守る会」を結成して反対運動を展開した。
- 8 1955年の健保改悪反対連絡会、56年の社会保障連絡会議などの活動の中で労働組合と医療関係団体などの共同の取り組みが広がり、日本医師会も参加した。